

令和6年11月25日招集

令和6年 第11回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和6年第11回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和6年第11回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和6年11月25日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番	清野周治	2番	元木太志	3番	大江弘哉
4番	留場美佐	5番	仲野孝藏	6番	山科幸子
7番	永瀬清一	8番	石山一穂	9番	栗原洋幸
10番	芦野繁美	11番	阿部昇	12番	寒河江一浩
13番	大江正好	14番	加藤友英	15番	中谷裕
16番	高橋浩一	17番	東海林光輝	18番	門脇功
19番	菅原繁治				

1. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 報第14号 農地の転用の制限の例外確認申請について

第 5 報第15号 農地賃貸借契約の合意解約について

第 6 議第64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第 7 議第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第 8 議第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第 9 議第67号 農用地利用集積計画について

第10 議第68号 贈与税等の納税猶予に関する適格証明について

第11 農地あっせん委員会の報告

第12 農地転用委員会の報告

第13 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

農政主査兼係長 高 橋 範 一
主 任 杉 浦 ひとみ

農地係長 後 藤 美智子

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顚末

【議長】

只今から、令和6年第11回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届け出ありました委員は、おりません。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

5番 仲野孝蔵委員、6番 山科幸子委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第10回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第14号 農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第10、議第68号贈与税等の納税猶予に関する適格証明についてまでの、7案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。高橋農政主査。

【高橋農政主査】

令和6年、第11回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第14号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号8番 申請者住所氏名：東根市神町営団中通り●●●●● ●●●●●。転用しようとする土地の表示 土地の所在：大字若木字若木●●●●●、地目：畑 面積：5,663 m²の内70 m²、土地の所有者：●●●●●、転用の理由：農機具小屋の設置、所要面積：農機具小屋70 m²であります。3頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、12件であります。

報第15号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号87番 土地の所在：大字東根元東根字和合●●●●●、地目、登記簿：田、現況：田、地積：940 m²、賃貸人住所氏名：東根市本丸西二丁目●●●●● ●●●●●、賃借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●● ●●●●●。解約後の利用：借人に売却となります。

以下、受付番号88番から5頁の受付番号98番までの11申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。6頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、7件です。

議第64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。7頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号108番 土地の所在：大字島大堀字荷渡●●●●●、地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：862 m²。譲渡人住所氏名：東根市大字島大堀●●●●● ●●●●●、事由：労力不足、経営面積：64 a。譲受人住所氏名：東根市大字島大堀●●●●● ●●●●●、事由：経営規模拡大、経営面積：94 aであります。

以下、受付番号109番から111番の3申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させ

ていただきます。8 頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号 112 番 土地の所在：大字羽入字東原●●●●、地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：718 m²ほか2筆。貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●● ●●●●、事由：労力不足、経営面積：53 a。借人住所氏名：東根市大字藤助新田●●●● ●●●●、事由：経営規模拡大、経営面積：449 a であります。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9 頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号 113 番 土地の所在：大字観音寺字上野 3313 番、地目、登記簿：田、現況：田、地積：3,002 m²ほか2筆。貸人住所氏名：東根市大字観音寺●●●● ●●●●、事由：労力不足、経営面積：1,614 a。借人住所氏名：東根市大字観音寺●●●● ●●●●、事由：相手方の要望、経営面積：1,614 a であります。

以下、受付番号 114 番の1申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10 頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、1 件です。

議第 65 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。11 頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係

受付番号 10 番 土地の所在：大字若木字若木●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：735 m²。申請人住所氏名：東根市若木通り二丁目●●●● ●●●● 職業：農業
転用後の主要目的：農機具置き場、コンテナ置き場、作業場出入口、運搬通路、積み込みスペース、雪押し場、坪庭（越境部分）、車庫（越境部分）、通路 他で、所要面積計が 735 m² であります。12 頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、1 件です。

議第 66 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。13 頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号 59 番 土地の所在：中央東三丁目●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑、地

積：1,032 m²、貸人住所氏名：東根市白水一丁目●●●● ●●●● 職業：無職。借人住所氏名：東根市一本木二丁目4番17号 株式会社小田島不動産 代表取締役 原谷洋一 職業：不動産業、転用後の主要目的：建築条件付き売買予定地、所要面積計 1,032.50 m² 備考として、所有権移転、実測面積であります。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。14頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、事農地法第4条及び第5条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にして下さい。15頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、32計画です。

議第66号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。

16頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号48番 土地の所在：大字東根元東根字和合●●●●、地目、登記簿：田、現況：田、地積：940 m²、売人住所氏名：東根市本丸西二丁目●●●● ●●●●、買人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。利用目的：水田として利用、移転時期：令和6年11月25日、対価：10,000円、支払方法：現金、支払期限：令和6年12月5日、引渡時期：令和6年12月6日、買人の耕作面積は1,576aであります。

以下、受付番号49番から54番までの6申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号254番 土地の所在：大字六田字長谷●●●●、地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,163 m²ほか1筆、貸人住所氏名：東根市中島通り一丁目●●●● ●●●●、借人住所氏名：東根市本丸西二丁目●●●● ●●●●、種類：賃貸借権設定、利用目的：畑として利用、始期：令和6年11月25日、終期：令和11年11月24日、賃借料：10aあたり58kg、5年再設定、借人の耕作面積は1,157aであります。

以下、受付番号255番から21頁の受付番号277番までの23申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。22頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号 278 番 土地の所在：大字荷口字将監野●●●●、地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,273 m²ほか3筆。貸人住所氏名：西村山郡河北町大字田井●●●● ●●●●●●、借人住所氏名：西村山郡河北町大字田井●●●●● ●●●●●●、種類：使用貸借権設定、利用目的：樹園地として利用、始期：令和6年11月25日、終期：令和16年11月24日

賃借料：無償、10年再設定、借人の耕作面積は73aであります。

農用地利用集積計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。23頁をお開き下さい。

今月の贈与税等の納税猶予に関する適格証明案件は、2件です。

議第68号 贈与税等の納税猶予に関する適格証明について

別紙、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について、平成元年3月30日付け、元構改B第156号農林水産省構造改善局長通知「農地関係事務処理の迅速化及び適正化等について」第3（1）の規定により、本会の議決を求めるものであります。24頁をお開き下さい。

相続税等の納税猶予に関する適格証明該当者。

番号1 住所：東根市本丸北一丁目●●●●、世帯コード：018-0065、相続人：●●●●●●●●、被相続人：●●●●●●、備考：相続であります。

以下、贈与税等の納税猶予に関する適格証明該当者は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件2件と、議案5件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第11、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
5番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【5番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、5番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を11月19日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請4件、賃貸借権設定の許可申請1件、使用貸借権設定の許可申請2件、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について2件、合計9件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る11月15日実施の事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に

審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 108 番から 111 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 112 番の申請事由は経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 113 の申請事由は相手方の要望であります。受付番号 114 番の申請事由は期間満了につき再設定であります。

所有権移転及び賃貸借権設定、使用貸借権設定については、受付番号 109 番から 111 番を除くいずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、正当であるとの意見の一致を見ました。

受付番号 109 番から 111 番につきましては、譲受人が令和 6 年 5 月に所有権移転の許可を受けた遊休農地の解消作業について、まだ完了していないものの、本案件は許可済みの農地と一体的に農地改良工事を行わなければ解消が困難な遊休農地であることや、詳細な解消作業の時期を明記した農地改良計画書を別途提出したことから、計画書通りに解消作業を行うことを要件とし、許可することが妥当であるとの意見の一致をみました。

次に、贈与税等の納税猶予に関する適格証明についてですが、周辺農地に影響を及ぼすことなく耕作しており、適切に管理されていることを確認したところです。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、日程第 12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

8 番、石山一穂農地転用委員会委員長。

【8 番石山一穂農地転用委員会委員長】

はい、8 番石山です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 11 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 4 条による許可申請 1 件、農地法第 5 条による許可申請 1 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 11 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条申請についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号11番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第一種農地となりますが、農業用施設として農機具置き場・コンテナ置き場等を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(a)」に該当

なお、受付番号11番については、申請地の一部に、既に建物及び庭がはみ出している事による追認案件であり、申請人より顛末書も出されております。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、

受付番号59番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地で、東根市役所を中心とする半径500mから最大1kmまでの区域内宅地率が、40%となる区域内にある農地であることから、第二種農地となりますが、建築条件付き売買予定地を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア)a(b)」に該当

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

ただし、受付番号59番については、許可相当とはするものの、譲受人に対し、建築条件付き売買予定地の購入希望者へ、周辺農地は防除や農作業等の営農活動が行われている環境である事実を確実に告知するよう、意見を付すことといたしました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

【2番元木太志委員】

ひとついいですか。

【議長】

はいどうぞ、2番。

【2番元木太志委員】

2番元木です。59番の●●●●さんの譲渡しの件で、ちょっとお聞きしたいのですが、5月か6月にこの案件で●●●●さんが農転して、自宅を建てるという案件で出たんですけれども、譲渡人の住所が白水一丁目なんですけれども、白水荘なんですか。

【後藤農政係長】

白水荘ではないです。普通のご住所になってらっしゃると思います。

【2 番元木太志委員】

5月の時も同じ住所ですか。

【後藤農政係長】

おそらくですが、後程確認してみます。

【2 番元木太志委員】

白水荘に入居していて、また今回転売するのかなと思ったのですが。

【後藤農政係長】

流れをご説明しますと、元木委員おっしゃる通り、6月に一旦農振除外のご申請が挙がりました。その時に農振除外をするにあたっての転用見込みがあるかないかの意見をその際ご審議いただいたところです。今回、農振除外が決定になりまして、改めまして農地転用の申請が挙がったという流れになっております。

【2 番元木太志委員】

5月の時はただ農振除外の申請だけだったんですね。

【後藤農政係長】

はい、そうです。

【2 番元木太志委員】

自分の自宅を建てるという条件ではないんですね。

【後藤農政係長】

その時も建築条件付き売買予定地ということでの申請でございました。

【議長】

よろしいですか。

【2 番元木太志委員】

はい。

【議長】

59 番の件ですが農地に係わることで、同意というか確認していかないと。

18 番門脇委員。

【18 番門脇功委員】

そのことで、後で協議会で提案させていただきます。

【議長】

分かりました。そのほかになにかご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 13、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。15 分をめぐり、地区委員会の開会をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【14 番 加藤友英委員】

14 番加藤です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 65 号及び議第 66 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 67 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 68 号については、農地あっせん委員会の報告と同様、農地を耕作・管理しており証明要件を満たしていると認め、承認することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【13 番大江正好委員】

13 番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 64 号については、相手方の要望によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 67 号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 68 号については、農地あっせん委員会の報告と同様、農地を耕作・管理しており証明要件を満たしていると認め、承認することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【3 番大江弘哉委員】

3 番大江です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 64 号については、経営規模拡大及び期間満了による再設定 によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 67 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第 14 号、農地の転用の制限の例外確認申請について、及び、報第 15 号、農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますので、ご了承願います。

それでは、議第 64 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 65 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 66 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 67 号農用地利用集積計画について、議第 68 号贈与税等の納税猶予に関する適格証明について、以上 5 案件について、一括して採決いたします。お諮りいたします。

議第 64 号から議第 68 号までについて、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地

区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当との意見を付すること、決定すること、及び、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第 64 号から議第 68 号については、許可すること、許可相当との意見を付すること、決定すること、及び、承認することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 6 年第 11 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 46 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員